

議員提出第三十一号議案

私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書

私立高等学校等（高等学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、独自の建学の精神に立脚して、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立高等学校等の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面しており、特に地方では、少子化による生徒数の大幅な減少等は、私立高等学校等の存続をも大きく揺るがしている。

公教育の将来を考えると、公私相俟つての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも応えうるものである。

そのためには、私立学校振興助成法第一条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。また、平成二十二年四月には就学支援金制度が創設されたものの、私の保護者負担の格差は依然として大きいものがある。

よって、国会及び政府におかれては、私立高等学校等教育の重要性を認識され、教育基本法第八条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の拡充強化を図るほか、私立学校施設の耐震化のための補助率及び補助対象の拡大など、私学助成制度全般の拡充強化に努められるとともに、保護者負担の公私間格差の是正を実現されるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年九月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅 直人殿
総務大臣 片山善博殿
財務大臣 野田佳彦殿
文部科学大臣 高木義明殿